2 3 豊行(情運) 第 8 号 平成 2 3 年 5 月 2 6 日

豊橋市長 佐 原 光 一 様

豊橋市情報公開·個人情報保護制度運営審議会 会長 佐 野 真一郎

個人情報の例外的取扱いについて (答申第8号)

平成23年4月6日付け23豊長第70号にて諮問のあった案件について、下記の とおり答申する。

記

介護保険及び後期高齢者医療保険ともに利用実績がない75歳以上高齢者の個人情報(住所、氏名、生年月日、性別)は、これらの者の安否確認調査業務を民生委員に依頼するに当たり、必要な情報である。そして、これらの情報の提供により介護保険及び後期高齢者医療保険ともに利用実績がない75歳以上高齢者の権利利益を不当に害するおそれがあるとは認められない。

よって、介護保険及び後期高齢者医療保険ともに利用実績がない75歳以上高齢者の個人情報を利用目的以外の目的で民生委員に提供することについて、特別な理由があると認められる。

ただし、実施機関は民生委員に対し、当該個人情報の取扱いについて書面により複写の禁止等の注意事項を示し、業務で使用した書類は回収し、情報が流出することのないよう必要な措置を講じられたい。